

## 自家製加算の取扱いについて

標記加算については、平成 28 年度全国調剤担当審査委員会議において、普通錠を半錠にした際、半錠したものと同一有効成分・同一含量の OD 錠が薬価収載されている場合は認められないとしておりましたが、算定可能となることから留意願います。

### 1. 厚生労働省保険局医療課（以下「医療課」という。）への照会内容

#### (1) 質問

A 錠 2.5mg は薬価収載されていないが、A 錠 2.5mgOD 錠は薬価収載されている。

A 錠 5mg を半割し 2.5mg 錠を自家製剤した場合、自家製剤加算の算定は可能か。

#### (2) 回答

算定可能